

## 第1号議案

### 平成25年度の事業報告

#### 概況

昭和43年に設立された当協会は、公益法人改革の下で平成25年4月1日から一般社団法人へ移行したことに伴い、新たに「一般社団法人日本トロール底魚協会」として法人登記を行い、再出発することとなった。

平成25年度は、平成23年度に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波、福島第一原発事故からの復興が進められ、東日本の水産業も回復の兆しが見てきたが、未だ往時の水準には届かない状況であった。

また、漁業経営を取り巻く環境は、燃油の高騰など引き続き厳しく、加えて政府は第一産業の強い反対、懸念があったにも拘わらず水産物の市場開放を含む環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を決定し、7月から正式TPP交渉に参加した。

係る中で当協会会員の被災喪失遠洋トロール漁船の代船として共同利用型支援事業の下で建造された西欧型トロール漁船「第五十一開洋丸」は3月に進水し、7月に竣工と引き渡しを終え、8月から当協会の「がんばる漁業創設支援事業」の下で北太平洋、インド洋での操業を開始した。

国際的には、公海底魚漁業に対し環境保護要求が年々強まり、国際漁場における操業機会確保のため、水産庁、水産総合研究センターなどと協力しながら関連する国際会議等に積極的に参画し、その対応に忙殺された年であった。特に、北太平洋に新たに設立される漁業機関（北太平洋漁業委員会、NPFC）の発効に向けて我が国が出遅れないよう政府の要請を受け、当協会として積極的に国会関係者に働きかけを行った。結果として我が国は最初の批准国となり、同委員会の発足に向けて指導的な役割を果たすことが出来ることとなった。

我が国の遠洋トロール漁業の最重要漁場である天皇海山海域におけるクサカリソボダイの漁獲は、同水域における同種特有の隔年年変動を示し、平成24年に比べて著しい不漁となり、漁業経営に極めて厳しい結果をもたらした。なお、当協会会員による平成25年度の操業実績は、合弁事業も含めて各国の200海里水域及び公海水域で、延べ操業隻数20隻（前年度21隻）、総生産金額123億円（前年度170億円）、総漁獲量71,612トン（113,800トン）となった。

## I. 国際対策事業

平成 25 年度も二国間の政府間協議・民間協議・多国間の国際会議等に代表を派遣し、割当確保・操業規制の緩和・漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

### 北方水域関係

#### (1) NPFC(北太平洋漁業委員会)

①本条約は、平成 25 年 6 月 24 日に国会で承認され、7 月 16 日、日本が初めての批准国となった。また、平成 25 年 9 月の第 5 回北太平洋漁業委員会準備会合で事務局の設置国が日本に決定した（国際地域漁業管理機関の事務局が日本に設置されるのは初めてである）。本条約は、条約発効には 4 か国の批准が必要であるが、平成 26 年 4 月末時点で日本、カナダが批准している。

②天皇海山における平成 25 年（暦年）の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは 2,420 トン、キンメダイ 2,000 トン、全体で 7,170 トンと、豊漁年だった 24 年から大きく落ち込んだ。平成 25 年 9 月の第 5 回 NPFC 準備会合で日本は、クサカリツボダイに関する自主的な資源管理暫定措置として漁獲上限を 15,000 トンに設定することを提案した。日本は韓国にも上限値を設定することを働きかけたが、韓国はこれを受け入れず、独自に禁漁期の拡大を設定した。この結果、日本は自主的措置として漁獲上限 15,000 トンを設定し、平成 26 年（暦年）の操業を行っている。

③平成 26 年 3 月 11 日から 21 日にかけて NPFC 関係の各種会合（FAO-VMEs ワークショップ、NPFC 国際さんまシンポジウム、NPFC 科学作業グループ、NPFC 技術遵守作業グループ、NPFC 準備会合）が開催された。今後、クサカリツボダイ資源評価小グループ、サンマ資源評価小グループが設置され、資源管理のための作業が進められる。

④協会の主要漁場である天皇海山を含む、北太平洋海域は、非常に重要な公海漁場であり、水産庁、外務省、国際水産研究所等と協力し、漁場と操業機会の維持に努めた。

#### (2) ベーリング公海条約

平成 25 年 11 月 4 日から 15 日まで第 18 回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。平成 5 年から 20 年間

に亘ってモラトリアムが実施されてきたが、資源回復を示す情報がなかったため、漁獲可能水準（AHL）がゼロとされ、平成 26 年もモラトリアムを継続することになった。

## 南方水域関係

### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

平成 25 年 9 月に開催された年次会合では、2014 年漁期の日本の漁獲枠は、カラスガレイ 1,173 トン（前年 1,178 トン）、アカウオ 550 トン（前年 550 トン）、イカ 510 トン（前年 510 トン）、エビ 48 トン（前年 96 トン）となった。カラスガレイについては、2014 年から資源管理手法の見直しが行われる予定であったが、見直しは 2017 年まで延期され、従来の CPUE の変化を TAC に反映させる方法が適用された。また、アカウオについては、国別 TAC の総和よりも NAFO の TAC が低く定められているため、実際の操業は NAFO の TAC 内で自国の漁獲枠を早い者勝ちで漁獲するセミ・オリンピック方式で操業が行われている。このため、平成 25 年に NAFO の TAC 超過漁獲が発生し、NAFO の TAC 内での個別国配分を行うことが提案された。しかし、EU や我が国が反対したため、引き続きセミ・オリンピック方式による資源管理が継続されている。

カナダ東岸の公海水域では日本向け漁獲枠がありながら、操業船を派遣できずにいたが、今後の日本の漁獲枠を継続的に確保すること及び日本枠の有効利用を図る目的で、当協会会員の参加を得てカナダの底魚企業協会（GEAC）と共同事業を実施した。

### (2) CCAMLR（南極海洋生物資源保存条約）

日本のオキアミ漁船が撤退した同海域では、メロ対象の底はえ縄漁船が操業中である。CCAMLR に於ける日本の権益確保のため日本政府に対して CCAMLR 年次会合への日本代表団の強化支援をお願いした。平成 25 年 10 月に開催された年次会合では、日本の調査操業・開発漁業提案について厳しい議論が行われたものの新たな漁区の設定が認められ、日本が関係する海域の漁獲枠は総計で 4,373 トンとなった。しかし、漁期前半は海氷の影響で新漁区の利用は未だ行われていない。MPA（海洋保護区）設定については、継続協議となった。

### (3) ニュージーランド水域

当該水域の主対象魚種であるホキは資源状況が安定し平成 25 年度/26 年度の TAC は、約 15 万トンに増加した。また、ミナミダラの TAC は約 43,400 トンに設定された。平成 25 年度も 1 隻が周年操業しているが、NZ 政府は、これまでの日本企業の NZ 水産業に対する貢献を無視し、外国フラッグによる同国 EEZ 内操業を認めない方針に転換した。現在、操業船が如何に従来に近い形で

操業継続が可能か、水産庁を中心に、他団体とも協力し情報収集、働きかけしているが、本件は NZ 国内の政争の具となり、今後の見通しは不透明である。このため、NZ フラッグへの転籍の可能性も含めた対応を検討していく必要がある。

#### (4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

平成 25 年 12 月にナミビア・スワコップムンドで SEAFO 年次会議が開催され、日本漁船の漁獲対象であるメロ 276 トン (前年 230 トン)、マルズワイガニ 400 トン (前年同) の TAC を決定した。韓国の漁獲対象であるクサカリツボダイの TAC は合意に至らなかったが、韓国は自主的な漁獲制限を課すと表明した。SEAFO 海域では、当協会会員の底延縄漁船とカニ籠漁船がそれぞれ 1 隻操業しているが、韓国もカニ操業に関心を有している。

#### (5) 南インド洋漁業委員会 (SIOFA) 及び南インド洋深海漁業協会 (SIODFA)

①南インド洋漁業条約 (SIOFA) は平成 24 年 6 月 21 日に発効。平成 25 年 10 月メルボルンで第 1 回年次会合が開催され、我が国はオブザーバーとして出席した。資源管理措置を含めた手続規則などについては、第 2 回年次会合 (平成 27 年 3 月モーリシャスで開催の予定) までの間に関係国の間でメール等により検討が行われることとなっている。日本は平成 26 年度中に本条約を批准し、正式な加盟国として参加する予定である。現在、同海域では金井漁業(株)所属船第五十八富丸と八戸機船漁業協同組合所属 (開洋漁業(株)が操業) 第五十一開洋丸が、当該水域で操業した。今後当海域は、天皇海山等の代替漁場として益々重要性を増してくると考えられる。

②一方、この水域で操業する漁業者が設立した民間団体である南インド洋深海漁業協会 (SIODFA) が存在し、現在 4 隻のトロール船による自主管理措置が実施されている。当協会の会員である金井漁業(株)は SIODFA 会員となっているが、韓国のサジョーオーヤン漁業も SIODFA 会員に参加を希望している。

③南インド洋海域では、SIOFA が発効し、国際機関による漁業管理措置が策定されるまでの間、水産庁は平成 18 年、平成 20 年の国連決議 (脆弱な海洋生態系に悪影響を及ぼす着底トロール漁業の暫定停止の検討を求める) を考慮して、中層トロール漁法のみを認めているが、SIODFA は、中層トロール漁法は小型魚の漁獲が中心になるとして、底層トロールが可能となるよう日本船の中層トロール漁法の見直しを求めている。

## II. 国内対策事業及びその他の事業

### (1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとって TPP、EPA、WTO 等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。特に、TPP については、水産物の輸入自由化に反対すべく、広く国民に訴えるべくデモ行進などを行った。

## (2) 海務・労務専門委員会関係

当協会が日本かつお・まぐろ漁業協同組合等とともに要望していた、通信長と他の職種（航海士等）との兼務については、(一社)大日本水産会の下で協議を行い、一定の手続きの下で許可されることとなった。

漁船の運航に係わる制度等を検討する(一社)大日本水産会・海務労務委員会では、IMO(国際海事機関)関係における、SOLAS 条約、MARPOL 条約などの情報の収集等を進めており、平成 23 年のトレモリノス「新協定」採択と STCW-F の発効などに伴う、国内法制度化に向けて業界の意見を反映させていくのと同時に、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組んだ。

また、船舶職員法第 20 条特例制度のうち、国際トン数特例の適用が平成 26 年 4 月に期限切れとなることから、(一社)大日本水産会の下で他の遠洋漁業団体及び全日本海員組合とともに国土交通省に延長を求めて働きかけた。

## (3) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行に尽力した。

## (4) エコラベルへの取り組み

昨年に引き続き、(一社)大日本水産会を事務局として立ち上げられた「MEL (マリン・エコ・ラベル) ジャパン」について、広報普及委員会等に出席、水産業界への普及、一般への広報などについて、積極的に関与・協力した。

## (5) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対する、リスクヘッジとして、漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格水準を超えた場合に超過部分について補填する事業が継続されている。本件事業では、平成 24 年に補填金の発動要件の緩和が継続され、漁業者の恩恵を受ける金額は増大し、さらに、平成 25 年度途中から、緊急特別対策が追加され、燃油高騰が極端である場合、さらに多くの支援が受けられるようになった。

## (6) がんばる漁業復興支援事業

当協会会員の八戸・開洋漁業(株)が東日本大震災にともなう津波で失った「第五天州丸」の代船として第五十一開洋丸が竣工、天皇海山とインド洋を対象に、

「がんばる漁業復興支援事業」によって操業が開始された。

**(7) 省燃油活動推進事業**

平成 25 年度補正予算で新たに始まった省燃油活動推進事業は、漁船の燃費向上のための船底状態の改善に取り組む漁業者に対して予算の範囲内で燃油使用量に応じて一定の補助を行うものであるが、事業は地方自治体を含めた地域水産業再生委員会を通じた地域事業のため当協会が事業実施主体として活動することが困難なことから、他の事業実施団体による地域水産業再生委員会に当協会会員の船舶を斡旋した。

**(8) 輸入割当枠管理**

従前どおり、当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため、適切に IQ 枠を管理し、必要な経費の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

**(9) その他**

関係省庁・関係団体等の当協会会員への関連情報提供をメールや書類等で行い、本協会務の円滑な運営を図った。